

●指定管理者の指定手続条例制定

5つの施設を指定

平成15年に地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理方法が管理委託制度から指定管理者制度に移行されることになり、町の公の施設について、指定管理者制度を導入する場合の指定管理者の指定に関する手続について定めたものです。



あすばる大崎とあすばる物産館

指定管理者制度の導入により、町の所有する施設の管理を全面的に民間の事業者やボランティア団体等において、サービスの向上と経費の削減をはかることが出来ます。今回、広域交流活性化センターあすばる大崎、大崎町老人福祉センター、大崎くいの松原キャンプ場、あすばる物産館、大崎町シルバークラークプラザの5つの施設が指定管理者による管理ができる施設として、指定されました。



大崎町老人福祉センター



事業計画のある農道

●土地改良事業の施行

土地改良事業（元気な地域づくり交付金）による既設農道の改良舗装及び排水路の改修計画の事業採択申請を国に行うため、議会の議決を求められたものです。

地区は楯谷地区で、農道1路線、延長1677m、幅員4mで、事業期間が平成18年～20年度、事業費は9700万円です。

●一部事務組合の規約変更等

議案第62号～議案第90号

市町村合併により、新しい市、町ができることから、関連のある一部事務組合から旧の町を脱退させ、新しい市、町を加入させ、組合を組織する市町村の構成の変更とそれに伴う規約の変更を行うもので、31件の議案が上程・可決されました。

●大崎町選挙管理委員会委員及び同補充員決まる

平成17年10月28日をもって任期満了となるもので、次の方々がそれぞれ当選されました。任期は4年間で、平成21年10月28日までです。

選挙管理委員

池迫 茂（中沖西）

岡留 和美（新調堀）

福永 茂（山村）

市坪 新悟（中村一区）

選挙管理委員補充員

原田 秀夫（中持留）

橋口 貞夫（地応寺）

高瀬 義一（西三文字）

肥後 修（加治木堀）